

令和7年度第2回廿日市市総合教育会議 会議録

- 1 日時 令和7年12月1日(月)  
開会15時00分 閉会17時00分
- 2 会場 廿日市市役所 201会議室
- 3 出席者(構成員)

市長	松本 太郎
教育長	生田 徳廉
教育委員	山川 肖美(教育長職務代理者)
教育委員	松本 良子
教育委員	石角 剛
教育委員	古谷 正樹
教育委員	北川 千幸

(市出席所属)

【市長部局】子育て担当部長、こども課

【教育委員会】教育部長、教育総務課、学校教育課

【事務局】経営企画部長、経営政策課

○事務局（経営政策課長）

それでは、令和7年度第2回総合教育会議を開会いたします。

本日の司会を務めます経営政策課の堀江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本会議は公開の下、開催し、議事録を公表することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議の進行につきましては、お手元でございます次第に沿って進めてまいります。

それでは、早速ではございますが、次第の2、廿日市市長松本からご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○松本市長

皆さん、こんにちは。

大変お忙しい中、廿日市市総合教育会議にご参集賜りまして誠にありがとうございます。

前回の会議では、第3期廿日市教育大綱の策定方針をご説明申し上げ、皆様から多くの貴重なご意見を頂戴いたしました。本日は、そこでいただいたご意見を踏まえて、内容を具体化した案をお示ししたいと考えております。

あわせて、本日は、廿日市市教育大綱との整合を図ることとしております、現在策定中の廿日市市子ども計画の内容についてもご説明を申し上げます。

これらの計画は、本市の未来をつくる上で、全ての世代の学びと育ちの基盤をより一層強固なものとする上で極めて重要な役割を担っています。本日の会議では、ぜひ多様な視点から率直なご意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（経営政策課長）

ありがとうございました。

次に、次第の3、本日の出席者でございます。

お手元に配付しております配席表及び名簿をもって紹介に代えさせていただきます。ご了承ください。

また、本日の議題の関係で、子育て担当部長、教育部長並びに関係所属長が同席しております。こちらにつきましても、配席表にてご確認をいただければと思います。

続きまして、次第の4、協議事項でございます。

本日は2件ございます。協議事項1件につき1時間程度、会議全体で2時間程度を目安としておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事進行につきましては、市長より行います。市長、よろしく申し上げます。

○松本市長

本日の協議事項は、廿日市市こども計画（案）についてと第3期廿日市市教育大綱（案）についてです。

廿日市市こども計画（案）につきましては、廿日市市に暮らす子ども、若者が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる社会、いわゆるこどもまんなか社会を構築するために策定する計画です。

なお、後ほど協議させていただく廿日市市教育大綱は、廿日市市こども計画等との整合を図りながら策定を進めております。そのため、初めに廿日市市こども計画から説明をさせていただきます。

説明後は皆様方からご意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、担当課からよろしく申し上げます。

○事務局（こども課長）

こども課の村上です。よろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料に沿ってご説明させていただきます。

廿日市市こども計画（案）の概要についてご説明いたします。

本計画の策定においては、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき、廿日市市保健福祉審議会児童福祉専門部会において調査、審議しております。また、今月12日金曜日ですが、12月議会において、この概要案をお手元のA3判の資料で説明をさせていただく予定になっております。

それでは、A3の資料をご覧ください。

1 計画の基本的な事項でございます。

(1) のこども計画の目的でございます。

こども計画は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な法律であるこども基本法に基づき策定するもので、廿日市市に暮らす子ども、若者が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる社会をつくることを目的とした計画です。

子ども、若者のライフステージに応じて、心身の健やかな成長をサポートするための切れ目のない支援を行うとともに、雇用や結婚、出産、育児など、希望するライフプランの

実現を後押しするための支援に取り組みます。

続いて、(2)の本計画の位置づけでございます。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条における市町村子ども・子育て支援事業計画をはじめ、右枠に記載の4つの市町村計画と一体的に策定することとします。

続いて、(3)の計画の期間でございます。

基本的に5年を1期とするこの計画ですが、この計画に包含している法定計画であります第3期廿日市子ども・子育て支援事業計画を令和7年3月に策定しており、計画期間が令和7年度から令和11年度までとなっていることから、終期をそろえ、本計画の期間は令和8年度から令和11年度までの4年間といたします。

この事項、最後(4)の計画の対象でございます。

本計画の対象については、妊娠期からおおむね30歳未満の全ての子ども・若者と子育て家庭及び子ども・若者を取り巻く地域、関係団体、事業者等といたします。

また、本計画においては、子どもを乳幼児期から思春期までを指すゼロ歳からおおむね18歳までとし、若者を青年期であるおおむね18歳以降からおおむね30歳未満といたします。高校生年代については、子どもから若者への移行期であり、子ども、若者のいずれにも該当し得る年代と捉えます。また、施策によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものといたします。

続いて、2の廿日市のこども・若者の状況でございます。

今回の計画策定に伴い、子どもや若者、子育て家庭の状況や意見、課題を把握するため、アンケート調査や関係団体へのヒアリング、こども若者ミーティングというワークショップなどを実施いたしました。

最初に、(1)のアンケートからみるこども・若者と子育て家庭の状況については、総合計画のためのアンケート調査や男女共同参画に関するアンケート調査等において幾つか設問を設けました。

その結果の一例を申し上げますと、市がまちづくりを行うときに子どもや若者の意見を取り入れていると思いますかという問いに対して、高校生については約4割、青とオレンジですが、大学生については約3割が「そう思う」「ある程度そう思う」と回答しております。そのほかに、居場所の条件や子どもを持つ場合の条件等の結果はご覧のとおりです。

続いて、(2)のこども・若者への支援に関わる団体等へのヒアリングからみえる課題は、ヒアリング対象として、放課後児童対策事業を行っている団体や、ひきこもり・不登

校支援を行っている団体、児童養護施設、子ども食堂など、市内にある26団体へ行きました。その中の意見では、支援が必要な家庭が増えている、小学校高学年から若者世代の居場所が不足している、福祉、教育、医療など、様々な分野で連携を図りたいなどの声が上がりました。

続いて、(3)のこども・若者本人からの意見についてです。

先般、小学4年生から中学生を対象としたワークショップと高校生年代から30歳未満を対象としたワークショップを実施いたしました。

小中学生については、テーマの「普段の生活で『こうなってほしい』と思うこと」を学校や家、地域といった分野で考えた結果、「室内の遊び場を増やす」と「子どもたちが安心・安全に過ごせる場所をつくる」が1番目に『こうなってほしい』と思うこととして挙げられました。

また、高校生から30歳未満については、「将来のライフイベントを想像して解決してほしいと思うこと」、出産や結婚、仕事などの分野で考えた結果、出産、育児では医療施設の充実を、結婚や住まいではお金の不安を、仕事や活躍の分野では相談・交流の場づくりが解決したいこととして挙げられました。

どちらのワークショップでも、実現したいことや解決したいことに向けてどのような取組ができるかを個人や地域、行政などの主体ごとに考えました。

これらのアンケートや関係団体へのヒアリング、そして、子ども、若者の直接の声などを踏まえ、3になります、主な課題として記載しております。

その中には、昨年度策定いたしました第3期子ども・子育て支援事業計画に掲げた課題も継承しておりますが、この計画が新たに若者を対象に加えたことから、その年代の居場所の不足や意見表明する機会の不足などについて記載しております。

課題の1つ目の保育士等の不足では、国の保育士配置基準の見直しが令和6年度以降に順次開始されておりまして、現在の保育士不足の中でそのことへの対応も求められてきます。

2つ目のこども・若者の居場所の不足も、留守家庭児童会について、今後は定員の拡大とともに質の向上が望まれています。また、多様な放課後の過ごし方に対応できる居場所や不足する中高生の居場所が求められています。

3つ目の支援が必要な家庭やこどもの増加では、アンケート調査等から、育児不安や発達に気になる、また、医療的ケアが必要な子どもへの支援、子どもの貧困対策など、家庭

や子どもの状況に応じたきめ細かい支援の充実が求められています。

4つ目のこども・若者が意見を表明する機会の不足では、こども基本法に掲げられている子どもの意見表明権を行使できる周りの環境づくりを推進する必要があると考えており、これらの課題解決を目指して、4に4つの重点施策を掲げます。

重点施策1、保育士等の人材確保・育成、重点施策2、こども・若者の居場所の充実、重点施策3、発達が気になる児童や医療的ケア児への支援、重点施策4、こども・若者の意見を反映した施策実施です。これらを課題に対しての重点施策として設定し、計画期間中の達成に向けて優先的に推進いたします。

続きまして、2ページをご覧ください。

5将来像についてです。

本計画では、こども基本法の趣旨を踏まえて、将来像を「つながり みんなで育つ こどもまんなか はつかいち」といたしました。これは、子どもの育ちを起点に、家庭、学校、地域、行政などがつながり、それぞれの立場から関わり合い、その関わり合いを通じて、子どものみならず保護者や周りの大人も学び、成長し、子どもの育ちを地域全体の喜びとして分かち合えるまちづくりを目指す、このような思いを込めたものでございます。

続いて、6の施策体系の説明になります。

この将来像を実現するため、4つの基本目標と14の基本方針を掲げ、各種施策を展開してまいります。

その中で、重点施策に関連しているものには赤字で重点施策と、新たな取組に関しては赤字でマル新のマークをつけております。本日は教育委員の皆様が出席でございますので、ここでの説明は、主には教育委員会に関する内容を中心に説明をさせていただきます。

それでは、基本目標1の基本方針(2)の教育・保育の質を向上させるでは、小中学校の授業においては、主体的・対話的な深い学びになるよう子どもが主役の授業を実施したり、児童生徒がインターネットやデジタル機器を安全・適切・主体的に活用し、よりよい社会の一員として行動できるようデジタル・シティズンシップ教育を推進していきます。そのほか、チーム担任制の導入など、学校運営の改善に向けた取組を推進いたします。

続きまして、基本目標2の基本方針(3)のこども・若者の居場所を充実させるでは、重点施策であります留守家庭児童会の受入れ枠の拡大と、多様な放課後の過ごし方への対応として、子どもや若者、子育て家庭の意見を踏まえた市民センターなどの運営を充実させます。

その下の基本方針（４）のこども・若者の遊びや体験活動を充実させるでは、ここに記載の本市の豊かな自然や文化等の資源を生かした体験活動等を実施し、子ども、若者の健全やかな成長につなげます。

続いて、基本方針（５）の配慮の必要なこども・若者の支援を拡充するでは、重点施策であります療育支援などの研修をより充実させ、保育園や学校などでの医療的ケア児の受け入れ体制の整備を図るとともに、若者のひきこもり対策として相談支援などを充実してまいります。

基本目標３の基本方針（２）のこどもと子育て家庭に優しい社会をつくるでは、子育て応援企業制度をより展開するとともに、子育て家庭を含め、誰もが利用しやすい公共交通や公園の整備などを行ってまいります。

その下の基本方針（３）の地域でこども・若者を見守り、育むでは、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などを通じて、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える仕組みを推進いたします。また、子ども食堂の運営者同士や地域のつながり支援にも取り組みます。

基本目標４の基本方針（１）のこども・若者の意見を聴取・反映するでは、重点施策でありますこども基本法の改正の趣旨を踏まえ、子ども社会を一緒につくっていくパートナーとして意見を聞く機会を設け、子どもの視点を施策に反映していくことでよりよい社会の実現を目指します。そのために、市の各種審議会への子ども、若者の参画を推進したり、子どもの置かれた状況や個性を考慮し、意見を聞くことのできる人材を育成していきたいと考えております。

その下の基本方針（２）のこども・若者の自己実現を後押しするでは、進学、就職、結婚などのライフステージにおいて、希望を阻む障害を取り払う取組や、何かやってみたいけれどもお金や仲間がない若者を対象として研修プログラムを実施し、主体的に社会と関わり、未来を自ら切り開く力を養成し、市への愛着や将来に希望を持った若者を増やしてまいりたいと考えております。

これらに取り組み、これからも本市の地域力を子ども、若者、子育て支援に生かし、つながりや子どもも大人もみんなで育つという視点を大切にするとともに、子ども自身の意見も柔軟に取り入れながら取り組んでいきたいと思っております。

最後になりますが、本計画中の主な数値目標でございます。

先ほど説明いたしました取組の推進により、意図した変化や成果がどの程度現れたかモ

ニタリングをし、評価や見直しに活用してまいります。こちらは、未来ビジョンと併せて、学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合や安心できる場所が3つ以上ある子どもの割合などの数値目標を設定しております。

以上で、廿日市市こども計画（案）の概要について説明を終わります。

なお、本計画は、パブリックコメント、廿日市市保健福祉審議会等の答申を経て、令和8年3月の策定を目指しております。どうぞよろしく願いいたします。

○松本市長

ただいまの廿日市市こども計画（案）に関する説明について、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

○松本市長

石角委員、お願いします。

○石角委員

教育委員会が所掌しているところに関わりがある内容を中心にお話がありましたが、気づき等はそれにかかわらずどの分野からでもいいでしょうか。

○松本市長

どうぞ。

○石角委員

それでは、まず一つは1ページの中ほどに、小・中・高・大学生に居場所を聞いていますが、この定義だとおおむね30歳までということで、大学を出て30歳になるまでの世代がどんな状況で、どんな思いをしているのか、それに対してどう施策をしているのか見えないうのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○松本市長

大学卒業して30歳までの人たちについてのデータはありますか。

○事務局（こども課長）

この計画をつくるに当たって各種アンケートを取っておりますので、データはあります。

○松本市長

データは今ありますか。

○事務局（こども課長）

持っていません。

○松本市長

大体雰囲気的にはどのような感じなんですか。年を重ねるほど数字が悪化する感覚がありますが、どのような状況になるんですかね。

○事務局（こども課長）

この計画策定に当たりましては、若者世代は特に障害のある子であるとか、ひきこもりの方を対象にしたアンケートを行っており、将来展望というところまでは分析できていないというのが実態でございます。

○石角委員

こども若者ミーティングで、高校生から30歳未満までの意見という部分には20代後半の皆さんも入って、何を求めているかをこの中で把握をされたと見ましたが、先ほどご説明にもあったように、大学を出て、仕事に就いて軌道に乗っている若者もいれば、なかなか就職も難しい、あるいはひきこもりで困っているなどありますが、そういう支援のニーズについて、視野に入れた計画だという理解でいいでしょうか。

○事務局（こども課長）

この資料の写真のとおりワークショップを行うため、この年代の方へ、将来について、市のまちづくりについて話し合おうと募集をかけたとき、実際に集まった人数は10名前後でした。また、アンケートからも、若者の世代の社会への諦めを感じ、意見を伝える必要がないと思う傾向を読み取りました。まずは、まちづくりへ若者世代が参画していただくというところから取り組まなくちゃいけないという課題認識を持ったところです。

○松本市長

もともと18歳からこの30歳ぐらいまで対象年齢を上げたというのは、そういった課題意識があったといったところに。

○事務局（こども課長）

はい。そして、昨年度策定いたしました子ども・子育て支援事業計画、これは法定の計画なんですけれども、この計画というのが18歳までの取組を色濃く記載した計画になっておりましたので、それより上の年代の18歳から30歳未満、これは国もこども大綱などで若者の定義は30歳未満と定義しておりますけれども、その年齢もカバーする計画にしたところです。

○松本市長

ワークショップには10人前後しか集まらなかった中でも、こうした解決したいことが出てきたということ。

○事務局（こども課長）

はい。

○北川委員

関連して、58ページのアンケート調査から見た現状を見せていただいて、一番下のところになりますが、「参加したお礼をもらえる」と書いてあります。

参加したお礼をもらえると思えば意見が伝えやすくなると答えている若者・子ども、それは正直な気持ちなんだろうけれども、これが若者の意識だと思いました。

参加したお礼があれば意見を表明しようという若者が約2割ですが、子どもや若者が自分が住んでいるまちをよくしていくために自分の意見を表明して、まちづくりに生かしてもらおうと主体的に学び、主体的に参加する、そういった子どもや若者に成長してほしいと思いました。

教育振興基本計画の指標に、地域や社会をよくしていくために何かしてみたいと思うという児童生徒の割合が約8割出ているということは、約2割はそうは思わないと回答しているということです。

意見を表明するには、しっかり地域を学ばないといけないので、小中学校からふるさと学級などの地域を学ぶ機会の充実を図り、子どもたちのまちづくりへの参画意識をさらに高めていかなければいけないと思いました。ですので、ここではそのような取組も必要だと思います。

○松本市長

選挙の投票率が上がらないのと似ている構図だと思います。何か得がないとやらない。何とか割りがあれば選挙に行きますみたいなこともよく聞きますけれども、こういう促す政策は何か考えていますか。

○事務局（こども課長）

促す政策とまでは考えていませんが、北川委員おっしゃられたこと、本当に痛感しております。例えばワークショップでも、子どもから意見をいただいたのであれば、実現できる、できないは別として、フィードバックを大事にしていきたいと思っております。

子どもたちも、言ったけれども、結果がどうなったかも分からない。というのは先ほど申し上げた、どうせ言っても駄目みたいな雰囲気につながりますので、そのあたりの返し方を丁寧にやっていきたいと考えております。

○松本市長

ちなみにワークショップのお礼は何だったんですか。

○事務局（こども課長）

このワークショップでは、意見のフィードバックはいたしますが、具体的に物のお礼はしておりません。

○松本委員

いいですか。

○松本市長

はい。

○松本委員

関連した質問ですが、こども計画（案）の同じく58ページで気になったところがありまして、前提として、子ども・若者の意見を聴取・反映することを大きく示していただくことは本当に大切なことだと思っています。こども基本法に書かれてあるから当然かもしれませんが、実際に計画をつくるに当たって、ワークショップなどで実際に聴取していただいて、総合計画でも思いましたが、廿日市市は、計画をつくるときに市民や対象となる方から意見を集めようと努力されている姿がよく分かるので、すごいなと思っていたんですけれども、一方で、なかなか実際に参画してもらえないという課題もあるということ、説明を聞き、なかなか難しいと思いました。

58ページの高校生、大学生に対するアンケートの上から1つ目、市に意見を伝えたいと思わない割合が高いことについて、分析をされていますか。

○事務局（こども課長）

分析はできておりません。

○松本委員

その下に意見を伝えやすくするための工夫が書いてあって、それをしたら伝えてもいいと思うものなのか、それよりも前提として参画とか積極性が低いのか、そのあたりが分かれば、今後の対策として参考になると思いました。ぜひ分析していただきたいと思います。

○事務局（こども課長）

分かりました。意見聴取の手法についても今後検討する必要があると、課内で話しております。しっかりと研究したいと思います。

○松本市長

伝えれば変わるという発信を努力するべきだと思います。子ども議会でもいただいたご質

問に対しては、できるだけお答えしています。むしろ市議会議員からいただく質問よりも優先して政策実現するようにして、それをできるようにしたら必ず学校側にフィードバックするように努力しています。そういったことを粘り強くやっていく必要があると思っています。

そのほか何かありますか。古谷委員、ありますか。

○古谷委員

30歳未満のどこをターゲットにされているのでしょうか。成人して社会に出て以降の学びや成長は社会の場でと思う中、どこをターゲットにされているのか読み込みながら自分の中で整理していました。その中では、若年層の保護者の方がターゲットかなと文章から読み取っていましたが、他の範囲もあることが石角委員のご意見を聞いて分かりましたので、もう少し分かりやすいターゲティング、そこが何か見えないことには、どこにアプローチをしていくべきかわ変わってくると思います。ですので、さきほどのアンケートは、どなたを対象にアンケートを取ったのか教えていただけたらと思います。

○事務局（こども課長）

30歳未満といっても、委員のおっしゃられるとおり、独身の若者もいれば、もう既に家庭を持った方もいらっしゃると思います。それらを総合的に全てを網羅したような計画づくりを目指しております。

○松本市長

時代だなと思います。一昔前なら、社会にもまれて自分で頑張れという中で、そこが行政の政策の中に入ってくるというのは、変わってきていると思います。

山川委員、何かありますか。

○山川委員

まず身の回りのところから申し上げますと、以前、10年ぐらい前に大学で、卒業単位に必要なない地域をよくするためのコースというのをつくりました。誰でも登録でき5年間ぐらい、2013年から行っておりました。そのとき、学部は全然関係なく1学年1,500人ですが、その中で大体400人から450人が登録をしてました。そのときにアンケートを取ると、ボランティアとしてよりもビジネスとして、ただ、お金を稼ぐわけではなく、地域との関わりが持続していくからという理由で参加しておりました。その働くというところに近い人たちはそういう意識が出てきていました。今、そういう意識が薄まったかという、実際申し上げたところの層は一定数学生募集はできており、そして、ボランティアの登録を

したい人と見ると、今も学内で600人から800人が自ら連絡くださいという形で登録しているので、若い世代があまり関心がないかという、何かもしかしたら取り入れ方とか、アプローチの仕方とかが工夫できるのかもしれないと思っています。例えば、自分の顔や名前を明かさずに参加できると58ページのところにあって、70%から66%とありますけれど、例えば、加古川市はデジタルで意見を言えるような場をつくっています。施策に対して、みんなで作っていいよというコミュニティーをデジタル上でつくっていて、そこではニックネームでもいいよという形にしています。

そして、例えば、周南市の駅前図書館は若い人たちがたくさん来ますが、あそこはスターバックスがあり、駅を降りてすぐ、図書館もあるし、ツタヤ書店もあるし、それから一番のポイントが市民協働センターと一緒に入っていることです。ですので、入り口はハードルを下げたおいて、スターバックスのドリンクを飲みながらも地域の情報とか市民活動の情報とかが入ってくる。そうでもない人はドリンクだけ飲んで帰りますが、少し何か気持ちが動く人は次の一步を踏み出す。というような形で、私たち社会教育の現場にいるとよく「関わりしろ」ということを言うんですけども、中心部分は市民参画とか協働とかという言葉を使いますが、そこにすぐに入らないという人たちもいて、その人たちのための関わりしろを少し大きく取る。それがカフェとか、単に居場所として来ていいよ、寄り道していいよ、実習室として使ってねとか、これからシビックコアのあたりも新しい拠点施設を造られるということなので、そういう若者の地域を超えた関わりしろ、多分自分が住んでいる場所に関わりなさいというのは、小中学生までだと思います。高校生、大学生はその辺が交差していくところがあるので、何か地域を超えた居場所と、役割を發揮する場所をつくるということを実験的にでもしていただくと、今は58ページのような言い方、考え方しかできないけど、少しずつ変わる可能性はあるかなと考えています。

情報として、この前、生涯学習課で宇和島市かな、ホリバタという中高生の居場所をつくり、5年間で倍増ぐらいさせている。公民館なんですけれども、取組について市民センターの職員さんたちと一緒に聞かれてという研修されていると思います。その取組もすごくいいので、もしよかったらご覧いただいて、一番は、石角委員がおっしゃった、どうしてもこの分野って就学前の子どもと親とか、あるいは小中学生ぐらいまでですが、ここで子どもが生まれて育っていったときに、高校生になっても関われる場所があるとか、大学生になっても関われる場所があるとか、それで中高が重なりつつですけども、小・中・高・大で仕事をする、もちろん専門学校もですけども、年齢が少しずつ重なりながら、

居場所がこの市にあるということのイメージ・拠点があれば関われると思います。

今は、小中までは学校があるので、当然の居場所がありますが、そこから先のつながっている居場所が廿日市の中でも見えないのではないかと思います。あと、できれば居場所的には先ほどおっしゃった、本来活躍してもらいたい人材なので、居場所と活躍の場と、備えた場所があるといいと思います。しかし、そのときにこども計画には、それが少ないような気がしましたので、もう少し書き加えていただくことができるんだろうかと思った次第です。

以上です。

○松本市長

アンケートの取り方、行政がアンケートを取ると、画一的になりがちで、もう少し柔軟な取り方で行う必要があると思うんですけども、何か考えられますかね。

○事務局（こども課長）

それこそ、自分の顔や名前を明かさずにであれば参加しやすいとあったと思います。言いつ放しになるとか、言いたい放題になるとかの仕分が必要になるなどの話は、担当レベルではしております。引き続きこのあたりも研究をしてまいりたいと考えております。

○松本市長

いろんな声があると思います。当然言いつ放し、無責任な声もあると思いますけれど、中には声なき声みたいなのも吸い上げられる可能性があると思います。一方的にニックネームとかデジタルというのを否定せずに、積極的にやっていくべきだと思います。

○山川委員

加古川のデジタルプラットフォームを推進している若い活動されている集団がいます。思い出したらまた村上さんへ共有させていただきます。

○松本市長

ありがとうございます。

そのほか、何かございませんか。

○生田教育長

この経過について、私は何度か見せていただいて、意見もこれまで言ってきたので、特にありませんが、改めて58ページのアンケートについて各委員さんから話を伺って、顔や名前を出さずにとか、居場所がだんだん現実ではなくネットの中でというようなところも随分増えてきているので、いろんなことを今から進めていこうとしたときに、我々も新た

な発想が必要でしょうから、いかに巻き込んでいくかという、その手法が全部今までとは変わってきているんだなというのを思いました。

これも時代によって変わってきて、5年後はさらに変わっていると思います。その中で、今回これをつくっていく、この廿日市の計画が他と違う、自治体によっても随分違うと思いますが、廿日市のこの計画の特徴というのは何だと言えればいいのですか。

○事務局（こども課長）

想定しておりませんでした。

○生田教育長

考えていただくといいと思います。

○事務局（こども課長）

そうですね、きっとあると思います。

○生田教育長

考えておいてください。

○事務局（こども課長）

ありがとうございます。

○松本市長

そのほか、よろしいでしょうか。

○山川委員

この計画の特徴は基本目標の4だといいなという思いがあります。広島県内で空間提供を行うユースセンターを、尾道しかされておらず、しかも民間しかされていない状況です。そのユースセンターは拠点と、名前、それからグローバルな取組の部分もあるので、取り入れていただけたらと思います。

○松本市長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、次にいきたいと思います。

続いて、協議事項（2）、第3期廿日市市教育大綱（案）についてです。第1回の総合教育会議では、第3期廿日市市教育大綱の策定方針や基本理念、各方針案についてお示しをいたしました。本日は、そこでいただいたご意見などを踏まえて作成した教育大綱の案について改めて皆様にご協議いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、事務局、お願いします。

○事務局（経営政策課 係長）

経営政策課の福田と申します。よろしくお願ひいたします。

私から、第3期の廿日市市教育大綱の案について、着座にて説明させていただきます。

初めに、配付資料について説明します。

まず、前回会議でいただいたご意見を踏まえて修正した第3期廿日市市教育大綱（案）をお手元にお配りしております。

また、参考資料1として、前回会議での主な意見の概要を、参考資料2として、前回会議の会議録を、参考資料3として、はつかいち未来ビジョン2035（次期総合計画）（案）の抜粋を添付しております。

また、現在策定中の第4期廿日市市教育振興基本計画についても机上に配付しておりますので、いずれも必要に応じてご参照いただければと思います。

本日は、この参考資料もご確認いただきながら、主にこの第3期廿日市市教育大綱（案）を用いて、教育大綱の修正案やその意図、ほかの計画との整合などについて説明をいたします。

それでは、第3期廿日市市教育大綱（案）の1ページをご覧ください。

まず、（2）大綱の位置付けの図についてです。

前回の会議でのご意見を踏まえて、国の第4期教育振興基本計画を枠外に配置しました。また、教育大綱とほかの計画との関連が視覚的により分かりやすくなるよう、全体的に体裁を修正しております。

前回からの変更点は以上になります。

続きまして、1枚めくっていただきまして2ページ、基本理念をご覧くださいと思います。

基本理念は、「『ふるさと廿日市』に愛着と誇りをもち、ともに未来を創る人づくり」です。基本理念については、前回の会議でご了承いただいております。この基本理念を普遍的価値として据え、時代の変化等を踏まえて各方針を見直すこととしております。現在策定を進めている第4期廿日市市教育振興基本計画（案）においても、共通の基本理念を掲げる予定にしております。今回は、この基本理念にご覧のとおり説明文を加えましたので、読み上げさせていただきます。

「人口減少・少子高齢化や不安定な国際情勢、人工知能（A I）をはじめとするデジタ

ル化の進展、地域のつながりの希薄化など、社会の環境や価値観の変化が加速、多様化しています。私たちはそのような予測が困難な時代にあっても、一人ひとりが心豊かに、幸せを実感しながら生きられる“ウェルビーイングな社会”を目指し、新しいまちづくりを進めていく必要があります。そのために求められるのは、『自らが社会を創り出す』という意識と人づくりです。

『ふるさと廿日市』への愛着と誇りを土台に、市民一人ひとりの『学びたい』という意欲が、個々の学びを生み、その学びが地域への参画へと広がり、さらに新たな学びを育む――。この“学びと実践の好循環”こそが、これからのまちづくりの原動力となります。

その基盤にあるのが、教育の力です。家庭や地域、学校、保育園等の福祉施設、医療機関、行政、事業者などが手を取り合い、一丸となって家庭教育、学校教育、社会教育を推進し、『市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり』を実現します」。

続きまして、右側の点線囲みをご覧ください。

この基本理念の説明文の意図についてご説明します。

まず、「人口減少・少子高齢化や不安定な国際情勢、人工知能（AI）をはじめとするデジタル化の進展、地域のつながりの希薄化など」の部分です。ここは、基本理念の背景を示すもので、はつかいち未来ビジョン2035（次期総合計画）で示す廿日市市を取り巻く社会潮流を踏まえて記載しています。

次に、「私たちはそのような予測の困難な時代にあっても、一人ひとりが心豊かに、幸せを実感しながら生きられる“ウェルビーイングな社会”を目指し」の部分です。ここで用いられている「ウェルビーイング」という言葉は、前回の会議で委員から、共に幸せになるという意味を含み、今回の基本理念に沿った表現であるとのご意見をいただいております。また、この考え方は、次期総合計画（案）における大切にしている考え方と方向性を同じくするものです。

「自らが社会を創り出す」という表現については、第2期教育大綱の基本理念で「未来を担う」としていた表現を「未来を創る」に改め、子どもだけでなく大人を含む全ての世代が主体的に社会をつくる姿勢を示すものです。

続いて、「『ふるさと廿日市』への愛着と誇りを土台に」の部分です。これは、基本理念に掲げる「『ふるさと廿日市』に愛着と誇りをもち」という考え方を補足する箇所です。第2期を振り返り、この考え方が全ての方針の根底にあることを改めて位置づけ、帰属意識を学びと行動の原点として示しています。

次に、「市民一人ひとりの『学びたい』という意欲が、個々の学びを生み、その学びが地域への参画へと広がり」の部分です。ここで言う学びは、子どもに限らず、若者、高齢者まで全ての市民に共通する営みです。生涯にわたる学びの充実が地域の活力と幸福度の向上につながるという考え方です。これは、第4期廿日市市教育振興基本計画（案）の基本理念の実現に向け、大切にしている考え方（コンセプト）に掲げる教育を通じたウエルビーイングの向上と持続可能なまちの創り手の育成、また、これにより生まれる「人づくり」「つながりづくり」「場づくり」の好循環とも一致します。

続いて、「家庭や地域、学校、保育園等の福祉施設、医療機関、行政、事業者などが手を取り合い」の部分です。ここでは、第2期には含まれていなかった保育園等の福祉施設、医療機関、事業者を新たに明記しました。保育園や放課後等デイサービスなどの福祉施設、児童発達支援や医療的ケアを行う医療機関、そしてキャリア教育や職業体験を通じて人材育成に関わる事業者など、幅広い関係者が連携して教育を推進する姿勢を示しています。

最後に、「『市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり』を実現します」の部分です。ここは、次期総合計画の基本理念を反映し、教育を通じて共に幸せに暮らせるまちを目指すという市の方向性を明確にしています。

以上が基本理念及び説明文の意図についてのご説明になります。

続きまして、3ページをご覧ください。

3の基本方針です。

初めに、方針①の説明を行います。方針①を「みんなでつながり、こどもの育ちを支えます」としました。

方針1の説明文です。

「こどもは周りの大人に育てられるだけでなく、自分の力で学び、感じ、考えながら成長していく存在です。

その歩みを大切にしながら、家庭や地域、学校、保育園等の福祉施設、医療機関、行政、事業者などがつながり、協力し、社会全体でこどもの『育ち』を支えます。

こどもや若者と大人が気軽に関わり、互いに学び合い、こどもを『まんなか』にその成長を見守ることで、成長の喜びの輪が広がるまちをつくります」。

続いて、右側の方針①に込めた考え方や意図を説明します。右側の点線囲みをご覧ください。

前回お示しした案では、「みんなで子育てを支え、こどもの成長への喜びを広げます」

としていました。しかし、子育てという言葉ではどうしても家庭や保護者への支援という側面に焦点が当たり、子ども自身が主体的に成長していく姿が十分に表現されていないというご意見をいただきました。

そこで、今回の修正案では、「子育て」に代えて「こどもの育ち」という言葉を用いることとしました。この言葉には、子ども一人一人が自ら学び、成長していく過程を社会全体で見守り支えていくという考え方を込めています。また、子どもと大人が気軽につながる居場所が多いまちがよいというご意見を踏まえ、その趣旨を取り入れました。こどもの育ちを起点として人と人との関わりが広がり、そのつながりを通じて喜びが地域全体に広がっていく、そうした姿を市として大切にしていこうと姿勢を表しています。

他の計画との整合についてです。

次期総合計画（案）に示すとおり、近年の少子化や子どもを取り巻く課題を背景に、全ての子ども、若者が心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、ひとしく権利が保障され、健やかに成長し、将来にわたって幸せに生活できるこどもまんなか社会の実現が求められています。また、目指すまちの姿として、「みんなで子育てを支え、こどもや若者の成長に喜びを感じられるまち」、「こどもが心身ともに健やかに成長し、自らの可能性を信じてチャレンジ・自己実現できるまち」を定め、子どもを社会全体で支え、その成長を地域の喜びとして共有するという方向性を明確にしています。

また、現在策定を進めている廿日市市こども計画（案）では、将来像として「つながり みんなで育つ こどもまんなか はつかいち」を掲げています。子どもを真ん中に据え、みんなでその成長に関わり合うまちづくりを教育の分野からも共有、推進すること、家庭、学校、地域、行政などがそれぞれの立場からこどもの育ちを支え合い、こどもの成長を地域全体の喜びとして分かち合うことを目指しています。

さらに、第4期廿日市市教育振興基本計画（案）の主な取組として、地域全体で児童生徒を育てる体制づくり、家庭・学校・地域との連携による子ども、若者の健全育成を推進することとしています。

続きまして、4ページ、方針②をご覧ください。

方針②は、「『いのち』を大切にし、他者を思いやる心を育みます」としました。

方針②の説明文です。

「すべての人が自他の「いのち」を尊び、他者を思いやる心を持って生きることは、豊かな人間関係と共生社会の基盤です。

市民一人ひとりが、自らをかけがえのない存在として尊重するとともに、性別や年齢、国籍、人種、文化、価値観といった異なる特性を認め合い、他者を大切にすることを育む取組を進めます。

学校教育においては、子どもたちが互いにに関わり合う体験的な学びや道徳教育を充実させ、いのちや人権の尊重を学ぶ機会を広げます。また、地域においても、ゲートキーパーの養成や人権啓発などを通して、まち全体で『いのちを大切にす文化』を育みます。

こうした取組を通じて、「一人ひとりが安心して自分らしく生き、他者と支え合う地域社会を目指します」。

続いて、方針②に込めた考え方や意図を説明します。右側の点線をご覧ください。

前回提示した案では、「心身の健やかな成長による子どもたちの自らのチャレンジ・自己実現を支援します」としていました。しかし、心身の健やかな成長や自己実現は子どもだけでなくあらゆる世代に共通する目的であり、その基盤となる命や人権の尊重、そして他者を思いやる豊かな心の育成に重点を置くことが重要であるとのご意見を踏まえ、方針を整理しました。

その結果、方針②では、「いのちを大切にし、他者を思いやる心を育む」ことを一つの柱として明示しています。これは、現行の教育大綱で掲げてきた命を大切にするという理念を引き継ぎつつ、子どもたちが自他の生命を尊重し、多様な特性や価値観を理解しながら、他者を尊重する姿勢を身につけることを目指すものです。

学校教育では、子どもたちが互いにに関わり合う活動や体験を通して、思いやりや命を尊重する心を育む教育を一層充実させます。地域においても、人権教育、道徳教育、ゲートキーパー養成などの自殺対策の取組を推進し、まち全体で命を大切にすることを育むことを目指します。

心身の健やかな成長や自己実現については、他の方針、特に後ほど説明する方針③に位置づけており、方針②では、その前提となる豊かな人間性の形成に重点を置いています。

他の計画との整合についてです。

現在策定を進めている第4期廿日市市教育振興基本計画（案）の主な取組として、道徳教育の推進や児童生徒の命を守る取組の充実などに取り組むこととしています。

続きまして、1枚めくっていただきまして、5ページをご覧ください。方針の③です。

方針③を「心身の健やかな成長を促し、自らの可能性に挑戦できる力を育みます」としました。

方針③の説明文です。

「こども一人ひとりが自らの可能性を信じて挑戦し、自己実現を目指すことができるよう、学校・家庭・地域が連携してその成長を支えます。

学校教育においては、知・徳・体（確かな学力、豊かな心、健やかな体）のバランスのとれた学びを推進し、学ぶ意欲や問題発見・解決能力、豊かな創造性を育むとともに、体験活動やスポーツ・文化芸術活動などを通して、失敗を恐れず挑戦する姿勢を支え、達成感を味わえる機会を充実させます。

また、地域や家庭とも協働し、こどもが自ら考え、行動し、未来を切り拓く『生きる力』の育成を進めます」。

続いて、方針③に込めた考え方や意図を説明します。右側の点線をご覧ください。

先ほど方針②で説明したとおり、前回提示した「心身の健やかな成長によるこどもたちの自らのチャレンジ・自己実現を支援します」のうち、命を大切にする心や他者を思いやる豊かな人間性の育成については、独立した方針②として整理しました。本方針③は、方針②で示した人間性の育成を基盤とし、その上で、子どもたちが主体的に学び、挑戦し、成長していく力を育むことを目的としています。

また、「支援します」という表現は行政主導の印象を与えるとのご指摘を踏まえ、子どもたちが自らの力で成長しようとする姿を地域全体で促し、支えるという考え方を重視しました。さらに、教育の本質である知・徳・体（確かな学力、豊かな心、健やかな体）の調和を図ることを基本にしています。特に知の部分が見えにくいという意見を踏まえ、学力の充実、探求的な学び、創造力の育成など、知的な成長の視点を明確に位置づけました。

このように、方針②が心（人間性）を中心に据えた内容であるのに対し、本方針③では、知・体を含めた総合的な成長と自己実現への挑戦を柱としています。

他の計画との整合についてです。

現在策定を進めている第4期廿日市市教育振興基本計画（案）においても、知・徳・体に基づく取組として、確かな学力の育成や豊かな心と健やかな体の育成を掲げており、本方針とも方向性が一致しています。

1枚めくっていただきまして、6ページをご覧ください。方針の④です。

方針④を「生涯にわたる『学びたい』に応えます」としました。

方針④の説明文です。

「人生のあらゆる段階で、市民が自発的に、自らの興味や関心に応じて学び続けられる

社会の実現に取り組みます。

スポーツ・文化芸術など、廿日市市ならではの地域資源を生かし、身近で多彩な学習の機会を提供するとともに、学びを通じた人と人とのつながりを広げます。

また、学んだことが地域の活動や仕事、生活の中で活かされるような環境を整え、一人ひとりが自分らしく、心豊かな人生を送ることができるまちを目指します」。

続いて、方針④に込めた考え方や意図です。

前回の案では、「生涯にわたって自分らしい心豊かな育ちを支援します」としていましたが、「支援します」という表現が行政からの一方的な支援を想起させるとの意見がありました。第3期教育大綱では、市民一人一人が持つ学びたいという思いを尊重し、その思いに応え続けることを重視する観点から、方針を「生涯にわたる『学びたい』に応えます」へと改めました。

ここで言う「学びたい」とは、学校教育や社会教育にとどまらず、地域活動、スポーツ・文化芸術、仕事や生活を通じたものなど、多様な学びへの意欲を含みます。市民が人生のあらゆる段階で、自らの興味、関心に応じて学び続けられる環境づくりを進めることがこの方針の中心にあります。

また、学びたいに応えることは、個人の成長を支えるだけでなく、学びを通じた人と人とのつながりや地域のにぎわい、文化の継承にもつながります。廿日市市ならではのスポーツ・文化芸術などの地域資源を生かし、身近で多彩な学習機会を提供することで、学びが暮らしや地域に息づき、市民が自分らしく心豊かな人生を送ることができるまちの実現を目指します。

他の計画との整合についてです。

本方針は、第2期教育大綱で掲げた「生涯にわたる一人ひとりの学びを支援します」という理念を継承しつつ、行政による支援から市民と共に築く学びへと発展させたものです。また、第4期廿日市市教育振興基本計画（案）においても、多様な学習機会の充実や学びを生かす機会の充実に取り組むこととしています。さらに、第4期廿日市市教育振興基本計画（案）の基本理念の実現に向け、大切にしている考え方（コンセプト）の中の教育を通じたウェルビーイングの向上と持続可能なまちの創り手の育成にも沿った内容としています。

続きまして、1枚めくっていただきまして、7ページをご覧ください。

方針の⑤です。

方針⑤を「歴史・伝統文化・自然を知り、守り、活かし、伝え、ふるさとを未来へつな

ぎます」としました。

方針⑤の説明文です。

「廿日市市は、豊かな自然と長い歴史の中で育まれた文化、産業、そして人々の営みが調和するまちです。

世界遺産『厳島神社』を有する宮島など、市内各地域には、古代からの歴史的遺産、伝統行事、地域文化、そして美しい自然環境など、ふるさとを形づくる多様な地域資源が息づいています。

私たちは、これらの地域の宝を知り、その価値を理解したうえで、守り、活かし、次の世代へと伝えていくことを大切にします。

学校教育や地域の学習活動では、ふるさとの魅力や文化、自然にふれる体験を充実させ、市民一人ひとりの地域への誇りと愛着を育て、かけがえのない宝を次世代へつないでいきます」。

続いて、右側の方針⑤に込めた考え方や意図を説明します。

第2期教育大綱では「ふるさとに誇りと愛着をもつ心を育みます」という方針を掲げ、郷土の歴史、文化、産業への理解と継承を中心に取り組んできました。第3期では、基本理念として「『ふるさと廿日市』に愛着と誇りをもち、ともに未来を創る人づくり」を掲げ、この理念を全ての方針の根幹に据えています。

その上で、前回提示した方針案「歴史と伝統文化を守り、活かし、伝える心を育みます」に対しては、まず知ることから始まる、行動を伴う表現にしたほうがよい、自然も視野に入れるべきとの意見がありました。

本方針では、心を育む段階から一歩進めて、知る、守る、活かす、伝えるという行動につなげることを重視しました。また、自然という言葉の方針の中に明記しました。さらに、未来を創る人づくりという教育大綱の基本理念との整合を図り、ふるさとを未来へつなぐという視点を明確に打ち出しました。

方針⑤には、郷土の価値や魅力を理解する学びの出発点として「知る」、文化財や自然環境を大切に保全する姿勢として「守る」、地域資源をまちづくりや教育に生かす創造性として「活かす」、次の世代へ受け継ぐ責任と行動として「伝える」、これらを一連の流れとして示しています。

学校教育では、ふるさと学習などを通じて地域理解を深め、地域では、文化行事や伝統芸能の継承活動を支えながら、世代を超えて郷土の誇りを共有し、未来を共に創る人づく

りを進めます。

他の計画との整合についてです。

廿日市市の多様な地域資源は、歴史、文化、自然が一体となって形成されており、宮島まちづくり基本構想にも示されています。本方針もその価値を重視する姿勢を明確にしています。また、第4期廿日市市教育振興基本計画（案）においても、主な取組として、文化財の保存・継承や、宮島の歴史や文化とその価値の継承を位置づけることとしています。さらに、廿日市市文化財保存活用地域計画では、市内全域を対象に、文化財を地域の誇りであり次世代へ継承すべき地域資源として位置づけ、保存と活用の両立を図る方針を掲げています。本方針⑤は、これらの考え方と整合し、地域の魅力を未来へ継承する取組を推進するものです。

以上が第3期廿日市市教育大綱（案）です。

本日は、ご説明した教育大綱（案）に対して、委員の皆様からご意見をいただければと思います。

また、今後の予定ですけれども、今回いただいたご意見を踏まえて案を修正し、1月頃から1か月間程度パブリックコメントを実施したいと考えております。その結果を整理した上で、3月上旬頃をめどに第3回の総合教育会議を開催し、そこで委員の皆様にご最終案をお示しし、3月末、次期教育大綱を策定する予定としております。

以上で第3期廿日市市教育大綱（案）に関する説明を終わります。ありがとうございました。

○松本市長

それでは、ここからは皆様のご意見、ご質問等を伺いたいと思います。まず、進め方としては1ページずつ進めていきたいと思っております。

それでは、1ページ目の「廿日市市教育大綱の策定にあたって」からです。皆さん、このページは図を修正しています。したがって、前回のご指摘をいただいて修正できているかどうか、また、そのほかご意見等あれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

1ページ目はよろしいですかね。

それでは、2ページ目にいきたいと思っております。

2ページ目は説明文を追加しております。いかがでしょうか。

松本委員、よろしいですか。趣旨はちゃんと反映できていますかね。

○松本委員

分かりやすくしていただいているなと思います。

○松本市長

ほかに、ないですか。北川委員。

○北川委員

細かいところでもいいですか。

○松本市長

はい。

○北川委員

2パラですが、「その学びが地域への参画へと広がり、さらに新たな学びを育む」とあります。この「育む」は今あるもの成長させるとか、発展させるというようなニュアンスが強くなると思います。ここでは、さらに新たな学びという新たな学びの「新た」がついているので、どちらかという「創り出す」がいいと、そのほうがフィットすると思いましたが、いかがでしょうか。

○松本市長

どうですか、担当からは。

○事務局（経営政策課 係長）

おっしゃるとおりです。修正させていただければと考えます。

○山川委員

対案が浮かばないので申し訳ないですが、第1段落の一番最後のところです。「そのために求められるのは、『自らが社会を創り出す』という意識と人づくりです」というのが何か分かるんですけども、分からないというか。

一つは、「自らが社会を創り出す」というのが共に未来をつくることよりも強い感じがして、あえて書かれた理由について、下に共に未来をとまとめるので、その前提として一人一人が社会をつくり出すということが必要ということから書かれたのかと想像しております。ここの説明と、そして、意識と人づくりがさらに分からなくて、創り出すという人づくりでしょうか。

○事務局（経営政策課 係長）

そうですね、今言われたとおり、まず意識を持って創り出すということと、その主体ですね、創り出すのは人になるので、理念に掲げている人づくりというところにかかっているイメージです。

○山川委員

共に未来を創る人づくりと、自らが社会を創り出す人づくりって、少し強さが違う気がしています。素直に対案を言うなら、括弧の中が「ともに未来を創るという意識と人づくりです」と言われると、上の理念と整合すると思います。

○事務局（経営政策課 係長）

分かりやすいほうがいいかなと考えています。前回の会議でも、分かりやすい表現にすべきだというご意見もありましたので、確かにこのかぎ括弧、新たに言葉をつくることによって分かりづらいというご指摘だと思います。そこは、簡潔に書いてもいいと思います。

○松本市長

いいですね。それでは、ともに未来を創り出す。

○山川委員

はい。上の四角の中が、「ともに未来を創り出す」でもいいですし、創るでもいいですし、上の言葉とそろえたほうが分かりやすいと思います。

○事務局（経営政策課 係長）

ありがとうございます。

○松本市長

ありがとうございます。そういう方向で。

○事務局（経営政策課 係長）

分かりました。

○松本市長

石角委員、いかがですか。

○石角委員

分かりやすくまとめていただいて。

○松本市長

そうですか。ありがとうございます。

それでは、2ページは、よろしいですかね。

では、3ページ、方針①ですね。これは方針を修正したので、説明文を追加しております。いかがでしょうか。

古谷委員、いかがですか。

○古谷委員

前回ご指摘のあったこの「成長」が「こどもの育ち」となったのは、主体的でいいなと思います。しっかりと意図を汲んだ文章になったと思います。

○松本市長

ありがとうございます。

北川委員、どうでしょう。

○北川委員

いいです。

○松本市長

よろしいですか。

それでは、4ページにいきたいと思います。方針を修正して、説明文を追加しております。いかがでしょうか。

教育長、何かありますか。

○生田教育長

前回のいろいろな委員さんの意見をうまくまとめていただいて、教育の基本の人格形成から自他の尊重とか考えると、この言葉は非常に分かりやすくいいなと思いました。

○松本市長

どうでしょう。北川委員。

○北川委員

今おっしゃったように、いいと思いますが、細かいところで、「学校教育においては、こどもたちが互いに関わり合う体験的な学びや道徳教育を充実させ」とありますが、体験的な学びというのは学習方法の一つの手法となるので、道徳教育と並列に置かれるとちょっと違和感があります。代案ですが、第2期の大綱の表現を一部取り入れて、子どもたちが互いに関わり合う体験活動を積極的に取り入れるとともに、道徳教育を一層推進し、命や人権の尊重を学ぶ機会を広げますとしてみたらどうでしょうか。

○松本市長

いいと思います。

○事務局（経営政策課 係長）

分かりました。

○松本市長

修正してください。ありがとうございます。

そのほか、何かありますでしょうか。

○石角委員

前回の意見を踏まえていただき、命を大事にしている廿日市市だと、この方針に明記され、うまくまとめていただいております。ありがとうございます。

○山川委員

上から4行目、教育長が自他を大切にするとおっしゃっていたところが、他者を大切にするとまとめられ「尊重するとともに」を自に、その後の「認め合い」から最後までを他者のこととしてを書いていると思いましたが、くくりとしては、「認め合い」の後が自他を大切にすることも、より明確になるかなと思います。

○事務局（経営政策課 係長）

ありがとうございます。

○松本市長

よろしいですか。

○事務局（経営政策課 係長）

はい。

○松本委員

説明文の第3段落で、「まち全体で『いのちを大切にする文化』を育みます」の文化がよく分からなく、上では心を育みますとありますが、ここはどうしたらいいのか、そして、その下の文章で「他者と支え合う地域社会を目指します」と地域社会という言葉がいきなり出てきて、何かすごく堅苦しいというか、私の勝手なイメージですけれども、廿日市市だけでいいのかというのがあり、地域という言葉は要るのかなと何か思いました。

○松本市長

ということは、「いのちを大切にする心」と「他者と支え合う社会」ということですか、全体的にいうと。

○松本委員

そうなんですけれども、それがいいかどうかはまたご判断を、ご検討をお願いします。

○松本市長

そのほうが。

○事務局（経営政策課 係長）

はい。ありがとうございます。

○松本市長

ありがとうございます。そのように修正させていただきます。

そのほかございますか。よろしいですか。

○生田教育長

かぎ括弧である必要性についての整理が必要だと思います。命を大切にする心でも何でも、そこだけにかぎ括弧では意味がないのではないのでしょうか。

○事務局（経営政策課 係長）

分かりました。整理させていただきます。

○松本市長

それでは、5ページです。

5ページの方針③について、これも方針を修正して説明文を追加しています。

○石角委員

この点線で囲んである参考とか案の意図というのは、最終的には本文に記載されないということですよ。

○事務局（経営政策課 係長）

はい。本文にはこの点線内の文章は記載しません。今日は会議資料のため記載をしています。

○事務局（経営企画部長）

気になる部分があれば説明文の中でおっしゃっていただけたらと思います。

○石角委員

5ページの右側の一番下に他の計画との整合として、確かな学力と豊かな心、健やかな体と記載いただきましたが、この教育大綱の検討のみならず関連計画においても同時進行で策定を進めていると思います。ですのでそれぞれが連動しているか表現を改めて精査していただけたらと思います。

○松本市長

そういった修正は併せてしていくということでよろしいですかね。

○事務局（経営政策課長）

総合計画の目指すまちの姿は、総合計画の基本構想の部分に当たりまして、12月定例市議会で議案として提出をいたします。ですので、ここの目指すまちの姿は決まったものとして進めていきたいと考えております。

○石角委員

前期基本計画では、そろえていただきたい。

○事務局（経営政策課長）

かしこまりました。前期基本計画は、施策方針部分だけが議決対象となっており、その他は改善が図れますので、取り入れていきたいと思えます。

○北川委員

この方針の言葉の心身の健やかな成長という、心身ですので、知・徳・体では徳と体になると思えます。前回、知の部分が見えにくいというご指摘があったと思えますが、意図を読ませていただくと、後半部分で知を表現されているんだらうと読み取りましたが、自らの可能性に挑戦する力という、挑戦する力の中核はやはり心、意思の強さ、要するにこれも徳が強くなると思えます。そして、方針②も③も、徳が強く打ち出されてくるようになると思えながら、説明文を読むと知・徳・体は分かりますが、この方針の中の言葉では分かりにくい。

前回も意見があったと思えますが、生きる力という言葉です。「子どもが自らの可能性に挑戦し、未来を切り開くための生きる力を育みます」というような、そういう文言にすると、生きる力の中には全て含まれてくるので、要は、単なる知識・技能の習得にとどまらずに、教科等で学んだ力を生かして自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら主体的に判断して、よりよく問題を解決する力を育成するということです、知を打ち出すことができるかなと思えます。だから、ちょっとその方針③の文言だけでは、まだ知が出ていないような気がしていますが、どうでしょうか。

○松本市長

そこは知を生かせるような方向で、改めて検討させていただくということによろしいでしょうか。

○事務局（経営政策課 係長）

分かりました。

○松本市長

そのほか。

○山川委員

確認ですが、前回の議論の中で、学ぶ主体は子どもだけではないため、子ども以外に大人も意識したりとか、あるいは子どもの幅を広げるという議論がありましたが、③だけは

子ども、かつ、学校教育を中心とした書き方になっていると思います。ここは学校教育の目指すところとして注力しているということによろしいですか。

○事務局（経営政策課 係長）

はい、そのように考えております。

○山川委員

分かりました。

○松本市長

よろしいですか。それでは、しっかり考えさせていただいて。

○事務局（経営政策課 係長）

はい。

○松本市長

6 ページ目にいきたいと思います。

6 ページの方針④、これも方針を修正して説明文を追加しております。いかがでしょうか。

○生田教育長

前回と比べて、僅かな言葉で表現するというのは大変だったと思いますが分かりやすくなったと思います。今、学び直しと言われている中で、主体的な学びに生涯にわたって応えていくとして、非常に分かりやすいと思っています。

○松本市長

よろしいでしょうか。北川委員。

○北川委員

この2パラ、3パラ、どちらでもよいですが、学びを通じた人と人とのつながりが広がり、学ぶことの喜びや楽しさを感じて、そして、学んだことを生かして地域で活動することによって人の役に立つとか、地域社会の役に立つ、そこで満足感、充実感、そして幸福感を味わっていく、それがさらなる学びの意欲につながり、生涯にわたって学び続けることになると思います。このため、この意図にもありますが、ウェルビーイングに関連した言葉が欲しいと思いました。ウェルビーイングという言葉自体は入れなくてもいいのですが、今申しましたことが学びたいという気持ちの高まりから生まれてくると思うので、そういうことを説明文に入れてもらったらいいと思います。

○松本市長

何かそういう好循環をどう表現するかという、工夫があったほうが良いと思います。

○事務局（経営政策課 係長）

分かりました。ウェルビーイングという言葉か、もしくはその考え方や意味、そちらを盛り込めるように考えたいと思います。

○松本市長

そのほか、何かございますでしょうか。

○松本委員

北川委員がおっしゃってくださったことは私も思っています。ですので、人と人とのつながり、これだけだと個人の生涯にわたる学びを支援するというだけに見えてしまうところがありますので、そこからつながっていくことが表現として入ったらいいなと思うのと、あと、応えますと語尾にあり、ほかの方針を見ると、行政だけでなく社会全体としてこうしますという表現になっています。ですが、これだけ何か応えますと行政主体な表現になっていると思いました。ほかは社会とか、主体がしっかりしている表現になっているので、こちらもそういう形にできたらいいと思いました。

○松本市長

そうですね。何か考えられますかね。

○事務局（経営政策課 係長）

分かりました。検討させていただきます。

○松本市長

社会全体で行っているような雰囲気にしてください。ありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。

○山川委員

生涯にわたる学びたいに応えますといったときに、子どもたちが自分たちも入っているのかなと思いきや、そうなのかなと気がしています。これが子どもたちへのメッセージとして伝わるか少し心配になります。逆に大人のためと思われぬように、解説文のところにわくわくする学びができるよとか、子どもたちも入っているんだよということが入るといいなと思いました。

○松本市長

それは、下のリード文にもということでしょうか。

○山川委員

枠の下、なかなか枠の一言で表すのは難しいと思いますので、下のリード文に何か入るといいと思います。落ち着き過ぎていて、大人へのメッセージは十分伝わると思いますが、例えば不登校でもやりたいことやれるよという、まち全体で学びを楽しめるんだよという、何か伝わるといいなと思いました。

○松本市長

非常に難しいかもしれませんが。

○事務局（経営政策課 係長）

分かりました。考えさせていただきます。

○山川委員

可能ならお願いします。

○松本市長

考えます。

そのほか、ございますか。

古谷委員、ありますか。

○古谷委員

考え方と思いますが、世の中にある大綱というと、身近にあるのは税制改正大綱になると思います。基本的に多少拡大解釈できるぐらいの内容であってもいいと個人的に感じています。

○松本市長

いろんなご意見を踏まえて、ハードルが上がってきましたが、しっかり考えてください。

○事務局（経営政策課 係長）

検討させていただきます。

○松本市長

ありがとうございます。

それでは、7ページです。方針⑤、これも方針を修正して説明文を追加しております。いかがでしょうか。

○生田教育長

前回の意見が反映され、廿日市は宮島だけではなく、有形・無形文化財があり、それを未来につなぐというのは、基本理念の未来を創るにもつながっていると思います。主にこの感じでいいと思います。

○松本市長

ありがとうございます。

小さいことでも構いませんので。

○石角委員

前回、廿日市は宮島だけではないけれど、やはり代表する宮島という文字を入れていただきたいということを反映していただいてありがとうございます。

細かいですが、厳島神社という固有名詞のときには「厳島」が正式ですが、これは何か意図がありますか。

○事務局（経営政策課長）

市の文化財課に確認をしたところ、令和5年に文化財保存活用地域計画を策定した際に、厳島神社へ文化財課が直接確認をしております。世界遺産の厳島神社を表すときはいわゆるつかんむりでよく、宗教法人厳島神社を表すときは口2つにしてくださいということでした。よって文化財保存活用地域計画もつかんむりになっており、総合計画も基本的には世界遺産として表現しているため、つかんむりで統一をしています。

○石角委員

勉強不足でした。

○松本市長

ありがとうございます。

そのほか、何かありませんか。

松本委員、よろしいですか。

○松本委員

「ふるさとを未来へつなぎます」という言葉が入り、よくなったと思います。

○松本市長

ありがとうございます。

北川委員、よろしいですか。

○北川委員

いいです。

○松本市長

先生、よろしいですか。

○山川委員

松本委員と一緒に、ふるさとを未来につなぐということがキーワードでしたのでよかったですと思います。また、前回も言い、今回も引っかかっているのが、自然についてです。歴史、伝統文化に自然を入れていただいたことで、逆に限定したと感じています。「地域の宝を知り」という言葉が下にありますが、ふるさと学習をこの枠で考えたときには、ふるさと学習は産業が主に子どもたちに伝えたいこととなりますので、方針に取り入れるのは難しいとなります。逆に、文化財を言いたいために掲げていますということであれば、自然を取っていただいて、「歴史・伝統文化を知り」だけのほうが文化財を指しているというのがよく分かります。そうではなく地域の資源全体を知るのであれば、地域の魅力とか、地域を知るぐらいのほうがいいと思いました。

○生田教育長

先ほどの古谷委員さんの大綱ということで幅広く捉えながら考えると、子どもに例えば廿日市の特徴は何だって聞いたら、自然を答える子が出てきており、実際廿日市の自然は豊かだと誰もが思っているところを含めて考え、それを未来へつなぐというのもいいのかと思いました。

○山川委員

広げるという意味で自然も入れられたというのであれば、これで。

○生田教育長

そういう意図で入れたかどうかは分かりません。

○山川委員

地域の豊かさを表現するのに、廿日市らしさでこの3つを並べてという理解をします。

○松本市長

これもご指摘いただいたことを踏まえて、また改めましょう。ありがとうございます。

○北川委員

今の意見に関連して、「学校教育や地域の学習活動では、ふるさとの魅力や文化、自然にふれる」となっていますので、歴史が取られおり、産業がふるさとの魅力に入るのならば、歴史はどこに入れるのか、併せて考えてもらったら。

○松本市長

そうですね。分かりました。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうかね。ありがとうございます。

それでは、最後にその他といたしまして、全体と今後のスケジュールに関するご意見等ありましたら。

○北川委員

全体のことなんですけれども、この方針の順序なんですけど、まずは、人づくりの子が育つということで、主に学校教育で行われる生きる力を育むという大きな目標になるのが方針③になってくると思います。次に、その方針③の中にも含まれる文章も含み、心を育てる、命を守るというところで方針②、そして、それを支える方針①があり、方針④、それから未来につなげる方針⑤という順番がいいと思いました。少なくとも方針②と③は入れ替えたほうがいいと思います。

○松本市長

これ何かあるんですか、思いが。

○事務局（経営政策課 係長）

そうですね、前回大綱もそうでしたが、まず子どもの成長がまず最初に来ておりまして、その後に順を追って、成長していく順番にしております。ただ、そこは考え方があるかなと思いますので、入れ替えることの検討は可能かと思います。

○松本市長

いただいたご意見を参考にしながら、改めてどういうストーリーで方針を組み立てられるか考えましょう。

○事務局（経営政策課 係長）

分かりました。

○松本市長

そのほか、何かございませんか。

○山川委員

こども計画が11年までで、大綱が12年までというところで、何か考えられたんですよね。

○事務局（経営政策課 係長）

期間のこと。

○山川委員

期間が違う。

○事務局（こども課長）

昨年策定いたしました子ども・子育て支援事業計画、これが法定で期間も定められた計

画です。それを包含する形で策定しておりますので、ほかの総合計画等々と1年合わないところがあります。

○山川委員

分かりました。

○松本市長

そのほか、何かございますか。よろしいですか。

それでは、終わりたいと思います。

本日は、大変貴重なご意見をいただきありがとうございました。

本日の議題は全て終わりましたので、進行を事務局に渡します。

○事務局（経営政策課長）

長時間にわたり、熱心なご意見ありがとうございました。

議事録の案を、作成いたしまして、皆さんにご確認させていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして令和7年度第2回総合教育会議を終了といたします。

皆様、お疲れさまでございました。